

改正

平成12年 9 月27日規則第62号

平成13年 3 月26日規則第 3 号

平成18年 3 月31日規則第12号

平成20年11月25日規則第55号

平成25年 3 月29日規則第22号

平成26年 6 月30日規則第72号

平成28年 5 月31日規則第48号

平成30年 3 月30日規則第48号

平成30年 7 月 1 日規則第59号

宮崎市社会福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認可申請書等)

第2条 省令第2条第1項の申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 省令第2条第3項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 設立者が2人以上の場合にあつては、設立の意思の決定を証明する書類
- (2) 設立者又は設立代表者の印鑑登録証明書
- (3) 社会福祉法人（以下「法人」という。）設立後に施設を設置し、当該施設を経営する事業を行う場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 施設建設計画書及び設備整備計画書
 - ロ 施設建設計画及び設備整備計画の内容が確実であることを証明する書類
 - ハ 施設建設及び設備整備に負債を予定する場合は、その償還計画を記載した書類及びその償還計画が確実であることを証明する書類
 - ニ 施設の長の就任承諾書、履歴書及び施設の長の資格を満たすことを証明する書類

(4) 設立認可申請の際現に申請に係る事業を行っている場合にあっては、申請前おおむね2年
間における当該事業の概要を記載した書類及び収支計算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(設立登記の届出)

第3条 法人は、法第29条第1項の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届(様式第2号)に当該登記に係る登記事項証明書及び登記所に届け出た印鑑の証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(財産移転の報告)

第4条 省令第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 設立当初の財産目録

(2) 登記所、銀行等の財産の移転を証明する書類

(役員異動の届出)

第5条 法人は、役員が就任し、退任し、又は死亡したときは、社会福祉法人役員異動届(様式第4号)により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出が新たに就任する役員に係るものであるときは、その者の就任承諾書又はその者が就任を承諾した旨の記載のある評議員会議事録及び履歴書を添付し、理事長の就任に係るものであるときは、変更の登記後の登記事項証明書を添付しなければならない。

(定款変更認可申請書等)

第6条 省令第3条第1項の申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書(様式第5号)によるものとする。

2 定款の変更の認可を受けた法人は、当該定款の変更認可に伴い法第29条第1項の規定により変更の登記をしたときは、社会福祉法人変更登記完了届(様式第6号)に変更の登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(定款変更届等)

第7条 省令第4条第2項において準用する省令第3条第1項の届出書は、社会福祉法人定款変更届(様式第7号)によるものとする。

2 前項の届出書には、省令第4条第2項において準用する省令第3条第1項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる事項の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事務所の所在地 変更後の事務所の所有又は使用の権限を証明する書類
- (2) 資産に関する事項 増加した基本財産の帰属を証明する書類
(基本財産の処分等の申請)

第8条 法人は、基本財産を処分することについて、定款の定めるところにより市長の承認を受けようとするときは、社会福祉法人基本財産処分承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- (2) 財産目録
- (3) 処分する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書
- (4) 処分によって得た資産の用途を明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 法人は、基本財産を担保に供することについて、定款の定めるところにより市長の承認を受けようとするときは、社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- (2) 財産目録
- (3) 担保に供する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書
- (4) 償還財源として寄附を予定している場合は、法人と寄附者の間の贈与契約書の写し
- (5) 担保提供の原因となった借入金等の用途を明らかにする書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(一時評議員又は一時役員の選任の請求)

第9条 法第42条第2項又は第45条の6第2項の規定により一時評議員又は一時役員の選任の請求をしようとする利害関係人は、社会福祉法人一時評議員（一時役員）選任請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 請求人と法人との関係を明らかにする書類
- (3) 一時評議員又は一時役員として選任を請求される者の就任承諾書及び履歴書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(解散認可（認定）申請書等)

第10条 省令第5条第1項の申請書は、社会福祉法人解散認可（認定）申請書（様式第11号）によるものとする。

- 2 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記完了届（様式第12号）に当該登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（解散の届出）

第11条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- （1） 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- （2） 財産目録及び貸借対照表
- （3） 残余財産及びその処分方法に関する書類
- （4） 処分すべき財産の種類及び価格を証明する書類
- （5） 負債関係及び負債処理の方法に関する書類

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出をした清算人が解散の登記をしたときに準用する。

（合併認可申請書等）

第12条 省令第6条第1項の申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（様式第14号又は様式第15号）によるものとする。

- 2 吸収合併の認可を受けた吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併の認可を受けた新設合併設立社会福祉法人は、合併による解散の登記及び合併による設立の登記又は合併による変更の登記をしたときは、社会福祉法人合併完了届（様式第16号）にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（清算人就任の届出）

第13条 法人の清算人は、法第46条の6第4項又は第5項の規定により届出をするときは、社会福祉法人清算人就任登記完了届（様式第17号）に当該登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（清算終了の届出）

第14条 法人の清算人は、法第47条の5の規定により清算終了の届出をするときは、社会福祉法人清算終了届（様式第18号）に当該登記後の登記事項証明書及び清算書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（社会福祉充実計画承認申請書）

第15条 省令第6条の13の申請書は、社会福祉充実計画承認申請書（様式第19号）によるものとする。

（承認社会福祉充実計画変更承認申請書等）

第16条 省令第6条の18の申請書は、承認社会福祉充実計画変更承認申請書（様式第20号）によるものとする。

2 省令第6条の20の届出書は、承認社会福祉充実計画変更届（様式第21号）によるものとする。

（承認社会福祉充実計画終了承認申請書）

第17条 省令第6条の21の申請書は、承認社会福祉充実計画終了承認申請書（様式第22号）によるものとする。

（社会福祉施設設置の届出）

第18条 法第62条第1項の規定による届出は、社会福祉施設設置届（様式第23号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- （1） 施設の配置図及び平面図
- （2） 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類
- （3） 定款その他の基本約款
- （4） その他市長が必要と認める書類

（社会福祉施設設置許可申請書等）

第19条 法第62条第3項の申請書は、社会福祉施設設置許可申請書（様式第24号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 施設の配置図及び平面図
- （2） 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類
- （3） 定款その他の基本約款
- （4） その他市長が必要と認める書類

（届出事項変更の届出）

第20条 法第63条第1項の規定による届出は、届出事項変更届（様式第25号）により行わなければならない。

（許可事項変更許可の申請）

第21条 法第63条第2項の規定により許可を受けようとする者は、許可事項変更許可申請書（様式第26号）により、市長に申請しなければならない。

(社会福祉施設廃止の届出)

第22条 法第64条の規定による届出は、社会福祉施設廃止届（様式第27号）により行わなければならない。

(社会福祉事業開始の届出)

第23条 法第67条第1項又は第69条第1項の規定による届出は、社会福祉事業開始届（様式第28号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 定款その他の基本約款

(2) その他市長が必要と認める書類

(社会福祉事業許可申請書等)

第24条 法第67条第3項の申請書は、社会福祉事業許可申請書（様式第29号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款その他の基本約款

(2) その他市長が必要と認める書類

(社会福祉事業変更の届出等)

第25条 法第68条又は第69条第2項の規定による変更の届出は、社会福祉事業変更届（様式第30号）により行わなければならない。

2 法第68条又は第69条第2項の規定による廃止の届出は、社会福祉事業廃止届（様式第31号）により行わなければならない。

(調査証)

第26条 省令第12条の証明書は、社会福祉事業調査証（様式第32号）によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第27条 省令第41条各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び電磁的記録媒体手続書（様式第33号）により提出する方法その他市長が別に定める方法により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前において、法の施行に関し作成された書類については、この規則の相当規定による様式に基づき作成されたものとみなす。

附 則（平成12年 9 月27日規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年 3 月26日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年 3 月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年11月25日規則第55号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年6月30日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年7月1日規則第59号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（表 面）

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住 所		
	氏 名	印	
申 請 年 月 日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふ り が な 法 人 の 名 称			
事業の 種類	社 会 福 祉 事 業	第 1 種	
		第 2 種	
	公 益 事 業		
	収 益 事 業		

(裏 面)

資 産	純 資 産 ⑤－⑥ 円	内					訳		
		社会福祉事業用財		③ 公 共 事 業 用 財 産 円	④ 収 益 事 業 用 財 産 円	⑤ 財 産 計 ①＋②＋ ③＋④ 円	⑥ 負 債 円		
		①基本 財産 円	②その 他財産 円						
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別※	氏 名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況
				事業 経営 見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 見	財務 管理 見	

注意事項

- ※印の欄は、理事のうち、理事長就任予定者については、○を付けること。
- この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項に掲げる書類、宮崎市社会福祉法施行細則第2条第2項に掲げる書類及び定款を添付しなければならない。

社会福祉法人設立登記完了届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名

印

当法人の設立登記が完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

設 立 認 可 年 月 日	年 月 日
設立認可書到達年月日	年 月 日
登 記 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

注意事項 この届には、宮崎市社会福祉法施行細則第3条に規定する書類を添付しなければならない。

社会福祉法人財産移転完了報告書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名

印

当法人の設立認可申請の際、申請書に添付しました財産目録記載の財産の所有権移転を完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

法人設立の認可年月日	年 月 日	
法人設立の登記年月日	年 月 日	
法人所有財産	財 産 の 区 分	移 転 完 了 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
備 考		

注意事項 この報告書には、宮崎市社会福祉法施行細則第4条に掲げる書類を添付しなければならない。

（表面）

社会福祉法人役員異動届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 印

当法人の役員に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 就任役員

氏 名	職 名	新 任 ・ 再任の別	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日

2 退任役員

氏 名	職 名	退 任 年 月 日	退 任 の 理 由

(裏面)

	理事 監事 の別	氏 名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉 法人の理事長 への就任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名
役 員	引 き 続 き 役 員 と な る 者									
	新 た に 役 員 と な る 者									

注意事項 新たな役員の就任及び理事長の就任に係る場合には、宮崎市社会福祉法施行細則第5条第2項に規定する書類を添付しなければならない。

様式第5号（第6条関係）

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふ り が な 名 称		
	理 事 長 の 氏 名		印
申 請 年 月 日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

注意事項

- 1 変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えない。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条に規定する書類を添付しなければならない。

社会福祉法人変更登記完了届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名

印

当法人の定款の変更認可に伴い下記のとおり変更登記をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

定 款 変 更 認 可 年 月 日	年 月 日
定款変更認可書到達年月日	年 月 日
登 記 完 了 年 月 日	年 月 日
変 更 登 記 事 項	
備 考	

注意事項 この届には、宮崎市社会福祉法施行細則第6条第2項に規定する書類を添付しなければならない。

社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名

印

当法人は、下記のとおり定款の一部を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

定 款 変 更 の 理 由 及 び 内 容	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

注意事項 この届には、社会福祉法施行規則第4条第2項において準用する社会福祉法施行規則第3条第1項に掲げる書類及び宮崎市社会福祉法施行細則第7条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

社会福祉法人基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふ り が な 名 称	
	理 事 長 の 氏 名	印
申 請 年 月 日		
基 本 財 産 処 分 の 内 容		
基本財産を処分する理由		
処分物件		

注意事項

- 1 基本財産処分の内容欄には、処分の種類（売却、賃貸等）、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載すること。
- 2 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載するものとし、処分する基本財産が不動産の場合は、次の事項を記載すること。
 建物の場合 各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時の具体的な用途
 土地の場合 各筆ごとに所在、地目及び地積並びに申請時の具体的な用途
- 3 この申請書には、宮崎市社会福祉法施行細則第 8 条第 1 項に掲げる書類を添付しなければならない。

社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふ り が な 名 称	
	理事長の氏名	印
申請年月日		
資金借入れの理由		
借入金で行う事業の概要		
資金計画		
担保提供に係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

注意事項

- 1 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 2 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載するものとし、担保に供する基本財産が不動産の場合は、次の事項を記載すること。
 建物の場合 各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時の具体的な用途
 土地の場合 各筆ごとに所在、地目及び地積並びに申請時の具体的な用途
 また、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 3 この申請書には、宮崎市社会福祉法施行細則第8条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

社会福祉法人一時評議員選任請求書
一時役員

年 月 日

宮崎市長 殿

請求者 住 所

氏 名 印

下記の社会福祉法人について、下記のとおり一時評議員（一時役員）の選任を請求します。

記

社会福祉法人名		
一時評議員（一時役員）選任請求を行う理由		
請求者と当該社会福祉法人との関係		
一時評議員（一時役員）選任請求対象者	氏 名	住 所

注意事項 この請求書には、宮崎市社会福祉法施行細則第9条に掲げる書類を添付しなければならない。

様式第11号（第10条関係）

社会福祉法人解散 認可 申請書							
申請者	主たる事務所の所在地						
	ふ り が な 名 称						
	理 事 長 の 氏 名			印			
申 請 年 月 日							
解 散 す る 理 由							
資産	純資産 ⑤－⑥	内 容					
		社会福祉事業用 財 産		③公益事 業 用 財 産	④収益事 業 用 財 産	⑤財 産 計 ①＋②＋③ ＋④	⑥負 債
		①基本 財産	②その 他財 産				
	円	円	円	円	円	円	円
残余財産処分方法							

注意事項 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条に規定する書類を添付しなければならない。

様式第12号（第10条関係）

社会福祉法人解散登記完了届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

清算人氏名

印

当法人の解散に伴い、解散の登記が完了したので、登記事項証明書を添えて届け出ます。

社 会 福 祉 法 人 解 散 届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

清算人氏名

印

当法人を解散したので、関係書類を添えて届け出ます。

申請年月日							
解散する理由							
資 産	純 資 産 ⑤ - ⑥	内 容					
		社会福祉事業用 財 産		③ 公 益 事 業 用 財 産	④ 収 益 事 業 用 財 産	⑤ 財 産 計 ① + ② + ③ + ④	⑥ 負 債
		①基本 財産	②その 他財産				
		円	円	円	円	円	円
清 算 人	氏 名	住 所					電 話 番 号

注意事項 この届には、宮崎市社会福祉法施行細則第11条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名		印	
	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名		印	
申 請 年 月 日				
合 併 す る 理 由				
ふ り が な 合併により消滅する法人の名称				
合 併 後 存 続 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 法 人 の 名 称			
	事 業 の 種 類	社 会 福	第 1 種	
		祉 事 業	第 2 種	
		公 益 事 業		
		収 益 事 業		

(裏 面)

合 併 後 存 続 す る 法 人	資 産	内 訳									
		純 資 産 ⑤-⑥		社会福祉事業用財産		③ 公 益 事 業 用 財 産	④ 収 益 事 業 用 財 産	⑤財産計 ①+②+ ③+④	⑥ 負 債		
				①基本財産	②その他 財 産						
		円	円	円	円	円	円	円	円		
役 員 等	理事 監事 評議員の 別※	氏 名	親族等 の特殊 関係人 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉 法人の就任状況		
				事業 経営 見	地域 福祉 関係	管 理 者	事業 見	財務 管理 見	有 無	法人名	
引 き 続 き 役 員 等 と な る 者											
	新 た に 役 員 等 と な る 者										

注意事項

- ※印の欄は、理事のうち、理事長就任予定者については、○を付けること。
- この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項各号に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）					
申 請 者	主たる事務所の所在地				
	ふ り が な 名 称				
	理事長の氏名		印		
	設 立 事 務 共 同 執 行 者	住所			
		氏名	印		
	主たる事務所の所在地				
	ふ り が な 名 称				
	理事長の氏名		印		
	設 立 事 務 共 同 執 行 者	住所			
		氏名	印		
申 請 年 月 日					
合 併 す る 理 由					
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人	主たる事務所の所在地				
	ふ り が な 法 人 の 名 称				
	事 業 の 種 類	社会福	第 1 種		
		祉事業	第 2 種		
		公 益 事 業			
		収 益 事 業			

(裏 面)

合併により設立する法人者	資 産	純 資 産 ⑤－⑥	内 訳									
			社会福祉事業用財産		③公 益 事業用 財 産	④収 益 事業用 財 産	⑤財産計 ①＋②＋ ③＋④	⑥ 負 債				
			①基本財産	②その他 財 産								
		円	円	円	円	円	円	円				
	役員等となるべき者	理 事 監 評 議 員 の 別 ※	氏 名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他 法 人 の 社 会 福 祉 長 就 任 状 況	有 無	法人名
					事 業 経 営 識 見	地 域 福 祉 関 係	管 理 者	事 業 識 見	財 務 管 理 識 見			

注意事項

- ※印の欄は、理事のうち、理事長就任予定者については、○を付けること。
- この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項各号に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

社会福祉法人合併完了届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名

印

当法人の合併が完了しましたので、関係登記事項証明書を添えて届け出ます。

合 併 認 可 年 月 日		年 月 日		
合併認可書到達年月日		年 月 日		
合併認可書到達後の 手 続	合併社会福祉法人名	社会福祉法第 53 条第 1 項又は第 54 条の 9 第 1 項に規定する公告年月日	社会福祉法第 53 条第 1 項又は第 54 条の 9 第 1 項に規定する催告年月日及び件数	異議を述べた債権者の有無
		年 月 日	年 月 日 件	
		年 月 日	年 月 日 件	
異議を述べた債権者があつた場合の処理	異議を述べた債権者数		名	
	異議を述べた債権者に係る債務総額		円	
	社会福祉法第 53 条第 3 項又は第 54 条の 9 第 3 項に規定する処理の内容			

様式第17号（第13条関係）

社会福祉法人清算人就任登記完了届

年 月 日

宮崎市長 殿

社会福祉法人の名称

清算人 住所

氏名 印

電話番号

当法人の清算人に就任したので、登記事項証明書を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所
- 2 清算人が就任した年月日

様式第18号（第14条関係）

社 会 福 祉 法 人 清 算 結 了 届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

清算人氏名 印

当法人の清算は、 年 月 日に終了しましたので、登記事項証明書及び

清算書を添えて届け出ます。

社会福祉充実計画承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 印

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定しましたので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、承認を申請します。

添付書類

- 1 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- 2 公認会計士、税理士等による手続実施結果報告書（写）
- 3 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- 4 社会福祉充実残額の算定根拠
- 5 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

承認社会福祉充実計画変更承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 印

年 月 日付け 第 号により承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認を申請します。

添付書類

- 1 変更後の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
（変更点を赤字とする、新旧対照表を添付する等により変更点を明示すること。）
- 2 公認会計士、税理士等による手続実施結果報告書（写）
- 3 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- 4 社会福祉充実残額の算定根拠
- 5 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

承認社会福祉充実計画変更届

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 印

年 月 日付け 第 号により承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、届け出ます。

添付書類

- 1 変更後の 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
（変更点を赤字とする、新旧対照表を添付する等により変更点を明示すること。）
- 2 社会福祉充実残額の算定根拠
- 3 その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

承認社会福祉充実計画終了承認申請書

年 月 日

宮崎市長 殿

所在地

名 称

理事長の氏名 印

年 月 日付け 第 号により承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、承認を申請します。

記

社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由

--

添付資料

- 1 年度～ 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画
- 2 その他社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 主たる事務

所の所在地

名 称

代表者氏名

印

社 会 福 祉 施 設 設 置 届

社会福祉法第2条第2項に規定する施設を設置したいので、同法第62条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施 設 の 名 称		施 設 の 種 類	
所 在 地			
設置者の氏名又は名称		設置者の住所	
設 置 者 の 経 歴 及 び 資 産 の 状 況			
建物その他の設備の 規 模 及 び 構 造	1 敷地面積 平方メートル 2 建物の延床面積 平方メートル 3 構 造 4 設備一覧表（別紙のとおり）		
事業開始の予定年月日			
施設の管理者及び実務 を担当する幹部職員の 氏名及び経歴			
福祉サービスを必要と する者に対する処遇の 方法			

注意事項 この届には、宮崎市社会福祉法施行細則第18条に掲げる書類を添付しなければならない。

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

社会福祉施設設置許可申請書

社会福祉法第2条第2項に規定する施設を設置したいので、同法第62条第2項の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

施 設 の 名 称		施 設 の 種 類	
所 在 地			
設置者の氏名又は名称		設置者の住所	
設 置 者 の 経 歴 及 び 資 産 の 状 況			
建物その他の設備の 規 模 及 び 構 造	1 敷地面積 2 建物の延床面積 3 構 造 4 設備一覧表（別紙のとおり）	平方メートル 平方メートル	
事業開始の予定年月日			
施設の管理者及び実務 を担当する幹部職員の 氏名及び経歴			
福祉サービスを必要と する者に対する処遇の 方法			
事業を經營するための 財源の調達及びその管 理の方法			
施 設 の 管 理 者 の 資 産 状 況			
建 物 そ の 他 の 設 備 の 使 用 の 権 限			
経 理 の 方 針			
事業の經營者又は施設 の管理者に事故がある ときの処置			

注意事項 この申請書には、宮崎市社会福祉法施行細則第19条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 主たる事務

所の所在地

名 称

代表者氏名

印

届 出 事 項 変 更 届

年 月 日付けで届け出た事項について変更したので、社会福祉法第63条第1項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		施設の所在地	
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 し た 年 月 日			
変 更 し た 理 由			

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、名〕
〔称及び代表者の氏名〕

許可事項変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、社会福祉法第63条第2項の規定により許可されるよう申請します。

施 設 の 名 称		施設の所在地			
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後			
変 更 予 定 年 月 日					
変 更 の 理 由					

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

社 会 福 祉 施 設 廃 止 届

社会福祉施設を廃止したいので、社会福祉法第64条の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
設 置 主 体 の 名 称	
経 営 主 体 の 名 称	
施 設 設 置 の 許 可 番 号 及 び 年 月 日	年 月 日 付 け 第 号
廃 止 の 時 期	年 月 日
廃止しようとする理由	
現 に 入 所 し て い る 者 の 措 置	

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

社 会 福 祉 事 業 開 始 届

施設を必要としない第1種社会福祉事業（第2種社会福祉事業）を開始したいので、
関係書類を添えて社会福祉法第67条第1項（第69条第1項）の規定により届け出ます。

経 営 者 の 名 称	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日
事 業 の 種 類 及 び 内 容	

注意事項 この届には、宮崎市社会福祉法施行細則第23条に掲げる書類を添付しなければならぬ。

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

社 会 福 祉 事 業 許 可 申 請 書

施設を必要としない第1種社会福祉事業を経営したいので、社会福祉法第67条第2項の規定により許可されるよう関係書類を添えて申請します。

経 営 者 の 名 称	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
事業の種類及び内容	
事業を経営するた めの財源の調達及 びその管理の方法	
経 理 の 方 針	
事業の経営者又は施 設の管理者に事故が あるときの処置	

注意事項 この申請書には、宮崎市社会福祉法施行細則第24条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

社 会 福 祉 事 業 変 更 届

次のとおり届出（許可）事項を変更したので、社会福祉法第68条（第69条第2項）の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		施設の所在地	
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 し た 年 月 日			
変 更 し た 理 由			

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住 所

氏 名 印

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

社 会 福 祉 事 業 廃 止 届

社会福祉事業を廃止したので、社会福祉法第68条（第69条第2項）の規定により届け出ます。

事業の種類及び内容	
主たる事務所の所在地	
設置主体の名称	
経営主体の名称	
事業開始の許可 番号及び年月日	年 月 日付け 第 号
廃止の時期	年 月 日
廃止の理由	
現に入所して いる者の措置	

（表面）

	社会福祉事業調査証 （法第70条関係）
--	--------------------------------

（裏面）

第 号 年 月 日交付 市 長 印 職名 氏 名	社会福祉法（抄） （調査） 第70条 中核市の長は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を 経営する者に対し、必要と認める事 項の報告を求め、又は当該職員をし て、施設、帳簿、書類等を検査し、 その他事業経営の状況を調査させる ことができる。
---	--

電 磁 的 記 録 媒 体 手 続 書	
申請者又は届出者の名称	
主たる事務所の所在地	
申請又は届出の年月日	年 月 日
提 出 書 類 の 名 称	
申請又は届出の趣旨	